

2 特定入院料に包括されている病理学的検査診断・判断料の見直し

特定入院料において包括して評価されている病理学的検査のうち、特に急性期病床であるA300～A305、A307に限り、病理診断による治療方針の決定の重要性に鑑み、第2款 病理学的検査診断・判断料(改定後は第2節 病理診断・判断料)を別途算定できるようにする。

- A300 救命救急入院料
- A301 特定集中治療室管理料
- A301-2 ハイケアユニット入院医療管理料
- A301-3 脳卒中ケアユニット入院医療管理料
- A302 新生児特定集中治療室管理料
- A303 総合周産期特定集中治療室管理料
- A304 広範囲熱傷特定集中治療室管理料
- A305 一類感染症患者入院医療管理料
- A307 小児入院医療管理料

◇ 【検体検査管理加算】

現 行	改 正 案
<p>【検体検査管理加算】</p> <p>イ 検体検査管理加算(Ⅰ) 40点</p> <p>ロ 検体検査管理加算(Ⅱ) 300点</p> <p>※ 検体検査管理加算(Ⅰ)の施設基準 検体検査管理加算(Ⅱ)の②～⑥まで満たすこと。</p> <p>※ 検体検査管理加算(Ⅱ)の施設基準</p> <p>① <u>臨床検査を専ら担当する</u>常勤の医師が1名以上いること。なお、<u>臨床検査を専ら担当する医師とは、勤務時間の大部分において検体検査の判断の補助を行うとともに、検体検査全般の管理・運営に携わるものをいい、他の診療等を行っている場合はこれに該当しない。</u></p> <p>② 院内検査に用いる検査機器及び試薬の全てが受託業者から提供されていないこと。</p> <p>③次に掲げる緊急検査が当該保険医療機関内で常時実施できる体制にあること。</p> <p>(ア) 血液学的検査のうち末梢血液一般検査</p> <p>(イ) 生化学的検査</p> <p>(ウ) 免疫学的検査</p> <p>④定期的に臨床検査の精度管理を行っていること。</p> <p>⑤外部の精度管理事業に参加していること。</p> <p>⑥臨床検査の適正化に関する委員会が設置されていること。</p>	<p>【検体検査管理加算】</p> <p>イ 検体検査管理加算(Ⅰ) 40点</p> <p><u>ロ 検体検査管理加算(Ⅱ) 100点 <新設></u></p> <p>ハ 検体検査管理加算(Ⅲ) 300点</p> <p>※ 検体検査管理加算(Ⅰ)の施設基準 検体検査管理加算(Ⅲ)の③～⑥まで満たすこと。</p> <p>※ 検体検査管理加算(Ⅱ)の施設基準 <u>臨床検査を担当する</u>常勤の医師が1名以上いること。</p> <p>なお、<u>臨床検査を担当する医師</u>は検体検査の判断の補助を行うとともに、<u>検体検査全般の管理・運営に携わるものをいい、院内検査に用いる検査機器及び試薬の管理についても携わるものであること。</u></p> <p>※ 検体検査管理加算(Ⅲ)の施設基準</p> <p>① <u>臨床検査を専ら担当する</u>常勤の医師が1名以上、<u>常勤の臨床検査技師が4名以上</u>いること。なお、<u>臨床検査を専ら担当する医師とは、勤務時間の大部分において検体検査の判断の補助を行うとともに、検体検査全般の管理・運営に携わるものをいい、他の診療等を行っている場合はこれに該当しない。</u></p> <p>② 院内検査に用いる検査機器及び試薬の全てが受託業者から提供されていないこと。</p> <p>③次に掲げる緊急検査が当該保険医療機関内で常時実施できる体制にあること。</p> <p>(ア) 血液学的検査のうち末梢血液一般検査</p> <p>(イ) 生化学的検査</p> <p>(ウ) 免疫学的検査</p> <p>(工) 微生物学的検査</p> <p>④定期的に臨床検査の精度管理を行っていること。</p> <p>⑤外部の精度管理事業に参加していること。</p> <p>⑥臨床検査の適正化に関する委員会が設置されていること。</p>